

鳥取縣公報

本書ノサハ國定規格A五判

昭和二十五年三月二十二日
第二千九十三号
水曜日

規則

告示

◇鳥取縣規則第十六号

昭和二十二年三月鳥取縣令第三十二号商工協同組合法施行細則は昭和二十五年三月一日限り廢止する。

昭和二十五年三月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第四百十一号

建設業法第十三條第二項の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十五年三月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取縣知事登録 昭和二十四年 共榮木材工業株式会社
(S) 第四三号 十月十九日

同 (S) 第一二二号 同年十一月 野 村 組
二十九日

◇鳥取縣告示第四百十二号

物價統制令第四條の規定により昭和二十四年産綠肥用指定採取圃産大豆種子の販売價格の統制額を次のように

指定する。

昭和二十五年三月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

主たる營業所の所在地 申請者氏名

元 東伯郡倉吉町大字越中町一五六七 社長 渡辺 榮
同 郡小鴨村大字岡田一六ノ一

元 鳥取市大工町頭二〇番地 野村 憲一
改 同 二階町三丁目一〇番地

一、統制額

種別 卸売業者販売価格の統制額(正味六〇疋につき) 小売業者販売価格の統制額(正味六〇疋につき)

北海道産緑肥大豆種子 三二九六円三五 三四二八円二〇

縣内産緑肥用千石種子 二二三二円五〇 二四二六円九〇

二、販売条件

イ 卸売業者販売価格の統制額は包装費造荷費及び運賃を含み、買主の荷受場所渡しに統制額とする。

ロ 小売業者販売価格の統制額は小売業者店先渡しに価格とする。

◆鳥取縣告示第四百十三号

物價統制令第四條の規定によつて、玉うどんの販売価格の統制額を次のように指定する。

昭和二十五年三月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、統制額

種別 單位 販売価格の統制額

玉うどん 九五匁以上 八、円二〇

二、販売条件その他

イ、この表の統制額は持込渡し又は売主店先渡しに額とする。

ロ、この表の單位は原料小麦粉二十二疋につき百六十玉取りのもので、ゆで上げ水切後四時間を経過したものである。

◆鳥取縣告示第四百十四号

昭和二十五年年度における定期種畜検査が、次のように施行されるから、受検希望のものは、最寄の検査場で検査を受けられたい。

昭和二十五年三月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種畜検査 日割

検査場所

検査

第一

第二

検査

受検家畜の別

出場区域

検査場所	第一	第二	受検家畜の別	出場区域
日野郡溝口町	四月七日	四月十一日	牛、同、馬	日野郡一円
江尾町	四月八日	四月十二日	牛、同、馬	
根上村	四月九日	四月十三日	牛、同、馬	
根雨村	四月十日	四月十四日	牛、同、馬	
八頭郡船岡村	四月十五日	四月十八日	同	八頭郡一円
智頭町	四月十六日	四月十九日	同	
用瀬町	四月十七日	四月二十日	同	
若櫻町	四月十八日	四月二十一日	同	
岩美郡浦富町	四月二十二日	四月二十五日	同	岩美郡一円
鳥取市吉方町	四月二十三日	四月二十六日	同	
氣高郡浜村町	四月二十四日	四月二十七日	同	氣高郡一円
大正村	四月二十五日	四月二十八日	同	
東伯郡倉吉町	五月六日	五月九日	同	東伯郡一円
矢送村	五月七日	五月十日	同	
浦安町	五月八日	五月十一日	同	
赤碕町	五月九日	五月十二日	同	
米子市勝田町	五月十二日	五月十五日	牛、同、馬	米子市一円
西伯郡淀江町	五月十三日	五月十六日	牛、同、馬	
余子村	五月十四日	五月十七日	同	
法勝寺村	五月十五日	五月十八日	同	
御來屋町	五月十六日	五月十九日	同	

備考 一、第一次検査は、衛生検査の一部を行う。
 二、第二次検査は、衛生検査の残部と種畜の級別判定とを行う。
 三、馬においては、第二次検査のみ行う。

◇鳥取縣告示第四百五十五号

家畜傳染病豫防法第七條の規定により次の区域内に飼養する満十四箇月以上のすべてのはん殖牝牛(分娩直前、直後のものを除く)に対して牛の原生虫病「とりこもなす病」定期検査を実施するから該当牛の所有者又は管理者は所定の日時及び場所に畜牛をひきつけ検査を受けなければならぬ。

昭和二十五年三月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

検査月日	検査区域	検査場所	牽付時刻
四月 五日	日野郡八郷村	同上	午前 九時
同 六日	多里村	同	一〇時
同 六日	二部村	同	九時
同	日野上村	同	八時

同 七日	溝口町	同	九時半
同 八日	石見村	同	一〇時
同 八日	溝口町	同	一一時
同 一〇日	日光村	同	午後 一時
同 一〇日	日光村	同	午後 一時
同 一〇日	日光村	同	午前 一時
同 一〇日	福榮村	同	一〇時
同 一二日	日光村	同	同
同 一二日	山上村	同	同
同 一三日	日光村	同	同
同 一三日	阿毘縁村	同	同
同 一三日	江尾町	同	同
同 一四日	大宮村	同	同
同 一四日	米沢村	同	同
同 一四日	黒坂町	同	同
同 一五日	神奈川村	同	同

同	日野村	同	九時
同 一七日	根雨町	同	同
同	日野村	同	同
同 一八日	根雨町	同	同

大正二年八月九日生	本籍地	米子市天神町二丁目八四番地
昭和二十五年三月十三日第一、四七三号	現住所	本籍地に同じ
大正十一年七月九日生	本籍地	八頭郡若櫻町大字淵見二五四番地
昭和二十五年三月十三日第一、四七四号	現住所	米子市西町三六番一地鳥取大学医学部附属医院看護婦寄宿舎

◇鳥取縣告示第四百四十六号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十五年三月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地	日野郡日光村大字栃原三六五番地
現住所	同 溝口町大字根雨原五五九番地
昭和二十五年三月十三日第一、四七一号	中 島 満 貴 恵

明治四十五年六月十九日生

本籍地	西伯郡淀江町大字西原五三九番一地
現住所	米子市末廣町米子鉄道病院
昭和二十五年三月十三日第一、四七二号	堀 尾 せ い

昭和二十五年三月十三日第一、四七五号	本籍地	東伯郡灘手村大字尾原三二〇番地
昭和二十五年三月十三日第一、四七五号	現住所	米子市久米町二三九番地
大正十二年二月六日生	石 川 幸 子	
	本籍地	鳥取市行徳三二〇番地

現住所 同 二四〇番地

昭和二十五年三月十三日第一、四七六号

津 村 範 子

大正十二年十二月五日生

◇鳥取縣告示第四百四十七号

氣高、東伯、日野、岩美、西伯地方事務所管内において
縣稅檢査章、縣稅滯納者財産差押証票を次のように返納
並びに交付した。

昭和二十五年三月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区 分	番 号	交 付 年 月 日	所 属 所 名	職 名	氏 名
縣稅檢査章	一四四	昭和二十五年三月十三日交付	氣高地方事務所	鳥取縣事務吏員	竹 森 修
同	二二二	同 一月二十八日返納	東伯同	同	岸 田 正 人
同	一四七	同 三月十三日交付	同	同	矢 木 茂
同	一九〇	同 一月二十六日同	同山守村役場	書 記	小 山 忠 考
同	一三五	同 返納	同	同	日 野 綠 般
同	一四五	同 三月十三日交付	西伯地方事務所	鳥取縣事務吏員	宮 崎 芳 雄
同	一四六	同	日野同	同	永 原 功
同	一四八	同	岩美同	同	上 山 正 則
同	一四五	同	氣高同	同	竹 森 修

縣稅滯納者
財産差押証票

◇鳥取縣告示第四百四十八号

昭和二十四年二月鳥取縣告示第五十五号鳥取縣内向食卵
集荷配給要綱は昭和二十五年三月二十日限り廢止する。

昭和二十五年三月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第四百四十九号

地方競馬騎手免許規則(昭和二十三年農林省令第七十六
号)により次のように騎手免許試験を行う。

昭和二十五年三月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、試験期日 昭和二十五年四月七、八日

同	二四	同	一月二十八日返納	東伯同	同	岸 田 正 人
同	一四八	同	三月十三日交付	同	同	矢 木 茂
同	一四六	同	同	西伯同	同	宮 崎 芳 雄
同	一四七	同	同	日野同	同	永 原 功
同	一四九	同	同	岩美同	同	上 山 正 則

二、試験場 米子市皆生 米子競馬場

三、申請書 別記様式の申請書に戸籍抄本、履歴書、
誓約書及び名刺型の寫眞二葉を添え試験当日提出せ
られたる。

なお誓約書は次の各号に該当しない旨の誓約書でな
ければならぬ。

- 1、禁治産者、準禁治産者及び破産者であつて復権
を得ないもの
- 2、競馬に関する法律に違反して罰金以上の刑に処
せられたもの
- 3、禁コ以上の刊に処せられたもの
- 4、競馬に關与することを禁止せられ又は停止せら
れたもの

れたもの

5、騎手免許規則第十四條の規定(第一号の場合を除く)により免許を取り消されて五年を経過したもの

- 四、試験科目
- 1、身体検査
 - 2、勞力検査
 - 3、人物考査
 - 4、騎乗技術
- 五、受験者は筆記用具及び晝食携行の午前十一時まで試験場受付係に届け出ること。

教育委員會告示

鳥取縣教育委員會告示第七号

昭和二十五年公立高等学校入学者第二次選拔要項を次のように定める。

昭和二十五年三月二十二日

鳥取縣教育委員會

昭和二十五年公立高等学校入学者第二次選拔要項
昭和二十五年公立高等学校全日制の一部、定時制、夜間課程の第一学年生徒並びに別科生徒の第二次入学者選抜要項は次の通りである。

- 一、各高等学校の第二次募集生徒数
 - 二、出願期日 昭和二十五年三月十三日から三月二十四日まで
 - 三、入学者選拔期日及び場所
受付場所 各志望校、但し定時制は中心校とする
 - 四、入学出願資格
 - 一、学力検査期日 昭和二十五年三月二十七日午前九時より
 - 二、同 場所 各志望校
 - 三、発表期日 昭和二十五年三月二十八日午後一時
- 第一次募集要項に記載したもの、ほか次の一項を加える。
- 高等学校において中学校卒業と同等以上の学力ありと

認定したもの。

五、その他
出願手続、選拔方法、学力検査の出題範囲等は第一次募集の場合に準じて行う。但し第一次に受験した者については受験証を提出すれば受験料は徴收しない。

別紙	学校名	課	程	募集生徒数
	鳥取東高等学校	定時制	各校舎共	若干名
	鳥取西同	夜間課程	各科共	同
	八頭同	全日制別科	各校舎共	同
	倉吉同	夜間課程	同	同
	東伯同	定時制	同	同
	米子東同	全日制農業科 夜間課程 実業別科	法勝寺校舎同 各科共	同
	米子西同	全日制別科	同	同
	境同	全日制水産課程 夜間課程 定時制	同 同 同	同

正 誤

日野同	同	各校舎共	同
養良農業同	全日制別科 定時制	同	同
倉吉農業同	同	同	同
青谷同	同	同	同
邑法実業同	同	同	同
岩美実業同	同	同	同

昭和二十四年二月十八日付鳥取縣公報第九百八十六号で告示された縣告示第八十五号中左記の通り誤植があるので訂正する。

頁	行目	誤	正
四〇	一一	一、二三ノ一	一、〇二三ノ一

昭和二十五年二月十七日付鳥取縣公報第二千八十五号で告示された縣告示第七十八号並第七十九号中左記の通り誤記があるので訂正する。

尙縣告示第七十八号中の鳥取市賀露分は昭和二十四年十二月二十七日付鳥取縣公報第二千七百七十四号中の縣告示第

七百十一号で既に告示され重複しているので左記の通り削除する。

記

第七十八号

頁 行目

六

八

三三九一、

町

三四〇〇

三三九、

一、

三四〇〇

正

第七十九号

頁 行目

七

十

同、同、

二、五〇〇〇

二、

五〇〇〇

旭檜谷平、

町

二五〇〇

町

二五〇〇

同

十一

二、五〇〇〇

二、

五〇〇〇

、

二五〇〇

、

二五〇〇

同

十二

、

二〇〇〇

、

二〇〇〇

、

二〇〇〇

同

十三

六〇〇〇

、

六〇〇〇

、

〇六〇〇

、

〇六〇〇

同

十四

一〇〇〇

、

一〇〇〇

、

〇一〇〇

、

〇一〇〇

同

十五

一〇〇〇

、

一〇〇〇

、

〇一〇〇

、

〇一〇〇

同

十六

一〇〇〇

、

一〇〇〇

、

〇一〇〇

、

〇一〇〇

同

十七

二九、三二〇〇

二九、

三二〇〇

二、

九三二〇

二、

九三二〇

同

十八

二三、九〇〇〇

二三、

九〇〇〇

二、

三九〇〇

二、

三九〇〇

八

一

二三、五〇〇〇

二三、

五〇〇〇

二、

三五〇〇

二、

三五〇〇

同 二

のふさみ

のふさみ

十五 十五

五七、二〇二六

五七、二〇二六

十六 二

二二、四五二五

二二、四五二五

同 三

二三、〇〇〇〇

二三、〇〇〇〇

同 四

春木、春木、春木

春米、春米、春米

同 七

三、五〇〇〇 春木、春木

三、五〇〇〇

同 八

二、〇六〇〇

二、〇六〇〇

同 九

鳴谷、一、五二二五

鳴谷 一、五二二五

十七 十四

淵見

淵見

同 十八

一

一

二十 十四

一八〇〇

一八〇〇

二十二 四

同

山林

二十四 五

九三六ノ内

九二六ノ内

二十七 一

〇四二二一

〇四二二三

二十八 六

高木滝九郎

高木清九郎

削除

第七十八号 頁六 行目十一
鳥取賀露下小路 一、七五二ノ一 二、〇〇〇〇

六〇〇

同 鳥取市

昭和二十四年十一月四日付鳥取縣告示第六百十四号中七月二日とあるは誤りにつき三月二日に訂正する。

昭和二十五年三月二十二日印刷
昭和二十五年三月二十二日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行

鳥取縣鳥取市
鳥取縣鳥取市
鳥取縣鳥取市
鳥取縣鳥取市

印刷

印刷

鳥取縣